

戦後日本の企業形態 (I)

—— 個別会社形態の展開過程 ——

吉 田 準 三

I は し が き

平成2年6月29日、商法等の一部を改正する法律が公布され、平成3年4月1日より施行される予定となっている。その改正法律は、これまで最低資本金の定めがなかった株式会社について、最低資本金を1,000万円とするとともに、最低資本金が10万円であった有限会社について、最低資本金を300万円に引き上げるものであった。

戦後日本の会社形態は、日本経済の発展に伴い、株式会社形態と有限会社形態を中心に、昭和21年の10万社から昭和63年の184万社へと、急激に会社数を増加させたが、その大部分は資本金が1,000万円以下の小規模な会社であった。株式会社と有限会社は、ともに、全社員が有限責任であり、会社の事業上の損失に対し、出資者(社員)は出資額以上の責任を負わないから、中には、計画的に倒産し、負債弁済の責任を免れる者もいる。有限責任制は、人的信用によらずに、会社の保有する資本の物的信用にもとづくものであるから、過少な資本金しかもたない有限責任の会社が濫に設立されると、商取引や信用取引の秩序を乱すことになる。その意味で、今回の最低資本金の規定は妥当なものであると思われる。それにより、300万円未満の資本金の会社は、合資会社あるいは合名会社などの、無限責任社員がいる会社形態に組織変更せざるを得なくなる。戦後、一貫して、株式会社形態と有限会社形態を中心にして発展してきたわが国の会社形態も、ここにきて、1つの転機を迎えることになった。この小論は、そのような事

態を念頭において、戦後日本の個別会社形態の展開過程を明らかにしようとするものである。

なお、戦後日本の企業形態としては、企業集団の展開過程を明らかにしなければならない。それについては、続編として、「戦後日本の企業形態(II)——企業集団の展開過程——」を執筆する予定である。

II 資料の源泉

わが国に、どんな会社形態の会社が、それぞれ何社ずつあるか、また、規模別に、どれくらいの大さの会社がそれぞれ何社ずつあるかなどについての資料の源泉には、いろいろな官庁統計がある。

(1) 登記統計

会社の設立は登記してはじめて有効となる。したがって、登記の統計を見ることによって、会社の設立・解散・消滅などの件数を知ることができる。明治時代から昭和35年までは、登記統計年報として登記の統計が公表されており、昭和36年以降は登記・訟務・人権統計年報として公表されている。ただし、この統計は登記の件数だけであるため、会社の規模や営業の実態については、何も示していない。他の大蔵省・国税庁などの活動中の会社に関する統計と比べると、登記された会社のうち、相当数が休業あるいは清算中であることがわかる。

(2) 国税庁統計年報書

この統計は、古く、明治時代から始まり、最近までに、100回を超えている。とくに、昭和

51年に出版された「国税庁統計年報書 100回記念号」には、明治36年度から昭和23年度まで、46年間の会社数の変遷を一覧表にした「会社表」（同書 pp.154～155）が掲載されており、非常に参考になる。その後、昭和26年より始まった「会社標本調査」の結果の抜すいが、昭和36年まで載っている。ただし、資本金階級別会社数には、会社等のほか、相互会社・医療法人および企業組合が合算表示されている。

(3) 国税庁・税務統計から見た法人企業の実態 ——会社標本調査結果報告

昭和26年より始まった会社標本調査は、昭和36年まで国税庁統計年報書にその抜すいが掲載されていたが、昭和37年より、「税務統計から見た法人企業の実態」として、別冊で刊行されることになった。しかし、昭和37年より昭和48年までの12年間は、組織別（会社形態別）の調査は行わなかったため掲載されていない。そのため、その間の形態別会社数の変動を登記統計により推定するほかなかった。

昭和49年から昭和63年までは、組織別・資本金階級別のくわしい会社数が掲載されている。

なお、昭和57年に、「会社標本調査30回記念号」が刊行され、明治36年から昭和36年までの「組織別法人数」（同書 pp.168～169）が掲載されている。また、昭和26年から昭和55年までの資本金階級別の法人数の一覧表が同書 pp.14～19に掲載されている。ただし、それには相互会社・医療法人・企業組合が合算表示されている。いずれも、活動中の法人のみである。

(4) 法人企業統計（大蔵省）

大蔵省理財局が、わが国の法人企業の実態を探るため、金融・保険業を除く営利法人（合名会社、合資会社、株式会社、有限会社）を対象に、標本調査により、それらの法人企業の財務計数を推計し分析したのが法人企業統計である。同統計は、昭和26年以降、規模別・業種別に法人企業の財務計数を推計している。ただし、組織別（会社形態別）の数字は掲載されていない。

主として、活動中の法人企業を調査対象としているが、昭和42年度までは、休業又は清算中、所在不明の会社数が掲載されている。たとえば、昭和42年度は、全会社中18.6%の会社が休眠中であることが示されている。

法人企業統計は、会社形態別の会社数を示していないが、規模別会社数の分類が細かく、それにより資本金200万円未満の会社がいかに多いかを知ることができる利点があり、休眠中の会社数を知ることができて、参考になる。

なお、法人企業統計年報は、昭和41年度以降、財政金融統計月報に収録されるようになった。

Ⅲ 戦後日本の個別会社形態の展開過程

以上の諸資料を利用して、戦後日本の個別会社形態の展開過程を考察すると、次のようなことがわかる。

(1) 会社の総数と合計資本金額

第2次世界大戦終結直後の昭和21年度においては、会社総数は10万6,400社であり、その払込資本金合計は約482億円であった。それが、昭和25年度には、23万8,531社と3,227億円となった。とくに、その間に、積立金が10億円から1,142億円と100倍以上になっている。これは、戦後のインフレによって資産価格が上昇したのに伴い、資産再評価を行った結果である。（以上、国税庁統計年報書第100回記念号、会社標本調査30回記念号による。）

昭和26年度については、国税庁統計では約26万社と数え、大蔵省・法人企業統計では15万2,000社と数えている。そこに10万社以上の差があり、その差異の原因は不明である。

大蔵省・法人企業統計によると、昭和26年に、活動中の会社の総数は15万2,000社であり、その資本金合計は2,876億円であった。それが37年後の昭和63年度には、198万社、資本金合計は46兆円になっている。社数で13倍、資本金で16倍になっている。もっとも、その間に、卸売物価指数は、昭和9～11年平均を1として、342から769と約2.25倍となっているので、資本

金合計の倍率は、見せかけ程大きくない。もちろん、その間に、土地と株式の値上がりがあり、その含み益を再評価すれば、倍率は高まる。

(2) 個別会社形態の比率の変遷

昭和21年度においては、

合名会社	9,483社	8.9%
合資会社	21,223社	20.0%
株式会社	55,018社	51.7%
有限会社	20,655社	19.4%
合計	106,379社	100.0%

であったが、

昭和63年度においては、

合名会社	6,207社	0.34%
合資会社	30,429社	1.65%
株式会社	975,861社	52.99%
有限会社	829,151社	45.02%
合計	1,841,648社	100.00%

となっており、これら4種の会社形態の社数の比率は、大きく変動している。とくに、合名会社は社数でも34.5%減少し、会社形態全体の中での比率は、ほとんど無視できる程の値となっている。合資会社は、社数はなお増加しているが、相対的比率では極めて小さい値になっている。

株式会社の数はその間に17.7倍となり、比率は52%から53%へと少し上昇した。

その間には、有限会社は社数で40倍となり、比率も20%から45%となり、株式会社と比肩するところまできている。

これを要約すれば、合名会社形態と合資会社形態は衰退し、株式会社形態と有限会社形態が会社形態を二分して発展してきたといえる。

(3) 規模別会社数の推移

会社の総数と資本金総額が増大したけれども、それを規模別に考察すると、「第8表」のようになる。(法人企業統計による。)

昭和26年において、1,000万円以上の資本金の会社は、わずかに1.3%に過ぎず、昭和63年度でも20%に過ぎない。とくに、今回の平成2

年改正商法では、株式会社の資本金は1,000万円以上と定められたから、現存する株式会社の大半は、それを満たすことができず、増資するか、それができなければ、有限会社その他の形態へ組織変更せざるを得なくなろう。

また、昭和63年度において、83万社ある有限会社のうち、61万5,000社は資本金が200万円未満であるから、それらも300万円以上に増資するか、合名会社か合資会社に組織変更せざるを得なくなろう。

そのように、戦後日本の会社形態は、極めて小規模の株式会社と有限会社の数が激増したところにその特徴がある。それは、株式会社の最低資本金の定めがなく、有限会社の資本金は10万円以上と昭和15年に定められたまま今日に至った結果である。今回の商法・有限会社法改正により、それが是正され、適正な資本金を有する会社になることが期待される。そして、小規模会社は、合名会社または合資会社として、人的信用に基礎をおく会社になったほうが望ましい。衰退した合名会社と合資会社も、それにより、再び、その活躍の場を見出すようになるであろう。

(4) 税法と会社形態

戦後の日本で小規模会社が激増した理由の1つに、個人企業より会社形態のほうが税金が安くなるということがある。個人企業では、事業上の費用と家計上の費用との区分があいまいであり、事業上の費用として税務署に申告しても、否認されることもある。それが会社形態にして、会社の費用とすれば通ることが多い。また、会社形態にして、社長とその家族が社員になって、その会社から給与を受け取る形にすると、個人事業所得税よりも、法人税と給与所得税の合計のほうが安くなることもある。とくに、法人税納付後の利益を配当せずに、留保利益として蓄積すると、配当にかかる所得税がかからない。それらの観点から、個人企業を会社形態にする、いわゆる法人成りが会社数の増加を招いた面がある。

それに対し、国税当局は会社の出資者個人または同族何人かの出資比率が高い会社を同族会社とし、同族会社が配当せずに留保している利益に別途課税するなどの措置をとることとした。同族会社の全会社数に対する割合は次のようになっている。

	全会社数	同族会社数	(比率)
昭和21年	106,401社	60,492社	(56.9%)
26年	260,465社	222,161社	(85.3%)
31年	438,224社	373,008社	(85.1%)
36年	578,241社	545,682社	(94.4%)

(会社標本調査30回記念号 p. 169 による。)

会社形態は、本来、1人では出資できる資本額に限度があるので、何人かの資本を合わせて、より大きな資本を集め、それをまとめて運用して合理的により大きな事業を営むための制度である。しかし、戦後の日本では、会社形態が単に税金が安くなるという節税のために利用されてきた面がある。そこで、会社制度を本来の趣旨に沿ったものとするためには、会社法の改正だけでなく、税法と徴税行政を整備し適正に行って、会社形態をとることによって税金が安くなることにならないようにしなければならない。

(5) 事業の多角化と子会社の設立の増加

戦後の日本で会社数が増加した原因の1つに、子会社の設立の増加があげられる。今日では、かなりの規模の会社は、単一の事業を営むことは少なく、多くの事業を営んでいる。いわゆる、多角化を行っている。多角化は関連した事業をつぎつぎに行っていく結果であり、事業を拡大していく上で必要なものである。そして、関連しているけれども、やはり異質な事業に進出する際には、どうしても別会社として独立させたほうが合理的に経営管理が行えることも多い。総合商社のように、いろいろな商品や事業に関係する会社では、他の会社との合併事業を行う必要もある。その結果、総合商社の連結決算に計上する必要がある関連会社は500社を超えることにもなる。その実態調査結果は続編で記すが、子会社・関連会社が数多く設立されたこと

が、戦後の日本で会社数の増加した1つの原因である。

子会社・関連会社の株式を親会社が所有することは当然であるが、逆に、親会社の株式を子会社・関連会社が所有することもある。同様に、戦後日本の企業集団において、いわゆる株式の持合が同一企業集団内の企業間で行われている。そのような株式の持合は、各企業の資本金を見掛け上大きくする効果をもっている。また、親会社から子会社への融資は、親会社の資産と子会社の負債に計上され、総資産と総資本を大きく見せかける効果をもっている。それらを相殺して正味の資本金・資産の大きさを取り出してみる必要がある。

(6) 株式合資会社制度の廃止

株式合資会社の制度は、明治32年6月施行の商法によってわが国に導入された。それが、明治38年1月、法律第1号（非常特別税法中改正法律）により、株主21人以上又は株主及び社員の数21人以上を以て組織したる株式会社又は株式合資会社については、所得税法（明治32年2月、法律第17号、法人の所得の1,000分の25を賦課すると定めた）による税額の15割を増徴することとし、その他の法人については、所得額に応じて、高率の累進課税増徴を行うこととした。所得額2万円未満は12割以下の増徴であったが、所得額2万円以上の場合には17割以上40割に達する増徴となった。つまり、所得額2万円以上の法人のうち、株主又は社員数21人以上の株式会社と株式合資会社は有利となったのである。かくて、明治36年以降、わが国でも株式合資会社が見られるようになり、大正8年には55社の株式合資会社が営業するようになったが、その後漸減し、第2次世界大戦後は、株式会社または有限会社などに変っていったので、昭和25年5月公布、昭和26年7月1日施行の商法の一部を改正する法律により、株式合資会社の制度は廃止された。昭和34年の登記統計年報に、株式合資会社の解散1件という記述があるのを最後に、株式合資会社は姿を消した。

Ⅲ 結 び

以上の考察により、戦後日本の企業形態、とくに、個別会社形態の展開過程は、次のような特徴をもっていることがわかる。

(1)終戦直後から昭和63年度までに、会社の総数は約20倍に増大し、それらの会社の資本金は名目で1,000倍に達している。

(2)そのように増大した会社数のうち、約30%は資本金200万円以下の小規模会社であり、今回改正されて株式会社の最低資本金は1,000万円と定められたが、資本金1,000万円未満の会社が会社総数の80%を占めており、それらの会社は増資するか、組織変更しないと株式会社でありえないことになる。

(3)終戦直後、株式会社が50%、合資会社と有限会社がそれぞれ20%、合名会社10%の割合であったのが、昭和63年度には、株式会社と有限会社がそれぞれ50%、その他はほとんど無視できる割合になってしまった。それは小規模な有限責任の会社形態が事業を営む上で都合がよい

ことを反映したものである。

(4)小規模な有限責任の会社形態は、全社員が有限責任であり、責任が軽いため、容易に倒産させることができ、債権者に損害を与えることもある。それが今回の最低資本金制の導入と金額の引き上げとなった。さらに最低資本金の金額を引き上げないと、十分な債権者保護ができない恐れもある。

(5)小規模な有限責任の会社が増加した理由の1つに、個人企業より会社形態にしたほうが税金が安くなることがあげられる。単に企業形態を変えただけで税金が高くなったり安くなったりするのはおかしいので、公平な税法と適正な徴税行政が行われることが望ましい。

(6)会社数の増加は、会社が事業を多角化する際、新規事業を別会社にして、子会社や関連会社をたくさんつくったためでもある。この点は続編でくわしく論ずる。

(7)株式合資会社制度が、昭和26年7月施行の改正商法により廃止された。

第1表 わが国の会社数の変遷（昭和13年度～昭和23年度）

年 度	会 社 数							払込資本 金 百万円	積 立 金 百万円
	合名会社	合資会社	株式会社	株式合資 会 社	有限会社	相互会社	合 計		
昭和13年	16,497 ^社	42,754 ^社	28,559 ^社	30 ^社	— ^社	4 ^社	87,844 ^社	21,660	6,301
14	16,069	40,372	32,362	28	—	4	88,835	23,990	7,407
15	15,663	37,592	35,936	28	1,805	4	91,028	26,930	8,393
16	15,035	35,404	39,284	25	7,451	4	97,203	30,453	8,787
17	13,579	32,043	40,949	23	15,342	3	101,939	34,383	9,659
18	12,267	28,242	42,998	23	19,286	3	102,819	38,339	10,937
19	10,359	25,338	47,092	17	19,507	3	102,316	40,642	11,312
20	9,358	21,606	46,042	43	18,722	2	95,773	43,723	10,783
21	9,483	21,223	55,018	20	20,655	0	106,399	48,240	9,811
22	9,656	22,497	85,320	53	26,836	5	144,367	57,270	8,874
23	10,226	24,541	110,633	19	32,060	11	177,490	116,636	15,707

注：昭和20年度までは、各年度の12月末現在、昭和21～23年度は、年度末の3月末現在で調査した。休業会社は含まない。
出典：国税庁統計年報書第100回記念号(昭和51年), pp. 154～155「会社表」より編集。

第2表 わが国の会社数の変遷（昭和24年度～昭和36年度）

年 度	会 社 数							払込資本 金 百万円	積 立 金 百万円
	合名会社	合資会社	株式会社	株式合資 会 社	有限会社	相互会社	合 計		
昭和24年	10,387 ^社	27,282 ^社	134,064 ^社	20 ^社	36,133 ^社	12 ^社	207,898 ^社	225,165	35,882
25	10,276	28,402	154,497	34	45,306	16	238,531	322,734	114,155
26	9,683	29,227	166,669	3	54,883	20	260,485		
27	9,828	32,822	184,910	2	74,724	19	302,305		
28	10,298	37,892	208,544	1	105,425	20	362,180		
29	10,335	39,627	218,459	5	126,280	17	394,723		
30	10,147	40,058	224,032	4	137,756	18	412,015		
31	10,149	40,368	237,150	—	150,557	19	438,243		
32	10,388	40,581	236,261	—	149,637	18	436,885		
33	10,376	42,055	255,707	—	169,025	19	477,182		
34	9,999	42,686	267,345	—	183,004	18	503,052		
35	9,928	43,215	287,350	—	198,936	18	539,447		
36	9,872	43,588	310,205	—	214,576	18	578,259		

注：昭和24～31年度は翌年3月末日に存在する法人、昭和32年以降は、その年の2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度の終了した法人を翌年6月30日の状況で調査したものである。休業中及び解散又は合併の会社は含まない。
出典：会社標本調査30回記念号(昭和57年), pp. 168～169「組織別法人数」, pp. 184～187「法人の企業状況」。

第4表 わが国の会社数の変遷（昭和49年～昭和63年）

資本金階級	合 名 会 社					合 資 会 社						
	500万円未満	500万円以上5,000万円未満	5,000万円以上10億円未満	10億円以上	合 計	500万円未満	500万円以上5,000万円未満	5,000万円以上10億円未満	10億円以上	合 計		
昭和49年	6,985	712	17	—	7,714	35,352	2,707	18	—	38,077		
昭和50年	6,283	1,206	23	—	7,512	35,695	3,736	27	—	39,458		
資本金階級	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合 計	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合 計
昭和51年	7,883	557	634	4	—	9,078	32,246	2,284	1,516	9	—	36,055
52	6,515	598	419	6	—	7,538	32,892	2,821	1,451	20	—	37,184
53	5,754	576	666	7	—	7,003	32,096	2,913	1,848	13	—	36,870
54	5,357	844	702	9	—	6,912	30,184	2,733	1,701	5	—	34,623
55	5,723	791	592	6	—	7,112	30,592	3,832	2,075	11	—	36,510
56	6,011	696	870	3	—	7,580	30,438	2,667	2,393	13	—	35,511
57	6,089	647	456	7	—	7,199	29,681	3,096	2,071	14	—	34,862
58	6,013	472	789	4	—	7,278	27,687	3,076	2,291	21	—	33,075
59	5,372	568	514	15	2	6,471	29,886	3,645	1,501	17	—	35,049
60	5,077	464	618	7	—	6,166	27,965	3,008	2,270	23	—	33,266
61	4,731	783	960	17	—	6,491	27,343	4,301	2,285	17	—	33,946
62	5,647	501	602	8	—	6,758	25,705	3,994	1,861	29	—	31,589
63	4,509	1,162	523	13	—	6,207	24,076	4,077	2,259	17	—	30,429

資本金階級	株 式 会 社					有 限 会 社						
	500万円未満	500万円以上5,000万円未満	5,000万円以上10億円未満	10億円以上	合 計	500万円未満	500万円以上5,000万円未満	5,000万円以上10億円未満	10億円以上	合 計		
昭和49年	395,332	226,843	19,419	1,753	643,347	415,472	35,693	155	2	451,322		
昭和50年	397,179	255,342	20,972	1,890	675,383	436,864	43,378	147	2	480,391		
資本金階級	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合 計	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合 計
昭和51年	398,933	128,531	157,708	12,019	1,970	699,161	453,546	39,482	12,852	29	2	505,911
52	412,052	139,277	170,169	12,710	2,040	736,248	461,485	45,351	15,058	49	2	521,945
53	406,325	144,159	183,112	12,848	2,138	748,582	476,490	53,306	18,348	37	2	548,183
54	403,671	153,701	194,150	13,356	2,209	767,087	500,360	61,671	22,225	36	2	584,294
55	413,410	159,239	202,453	13,916	2,279	791,297	507,552	72,566	26,299	43	1	606,461
56	416,610	167,617	216,833	14,537	2,354	817,951	520,846	78,842	28,725	64	1	628,478
57	422,936	174,291	233,577	15,083	2,446	848,333	523,089	87,507	31,386	75	3	642,060
58	413,745	178,812	241,772	15,700	2,566	852,595	547,793	95,484	33,358	72	2	676,709
59	414,584	183,102	252,548	16,003	2,718	868,955	562,257	104,168	37,564	106	4	704,099
60	410,021	193,277	264,672	16,763	2,863	887,596	572,287	112,989	38,106	136	5	723,523
61	416,120	195,649	277,718	17,355	3,035	909,877	579,290	119,450	43,009	185	6	741,940
62	413,233	211,383	299,004	18,533	3,203	945,356	600,553	141,116	47,381	254	12	789,316
63	416,610	216,610	320,190	19,488	3,450	975,861	615,159	160,387	53,168	416	21	829,151

出典：国税庁・税務統計から見た法人企業の実態。

第5表のI わが国の規模別会社数の変遷

資本金階級	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
昭和26年	223,683 社	4,356 社	679 社	— 社	— 社	228,718 社
27	240,163	5,443	4,083	613	65	250,367
28	283,235	6,495	5,476	801	120	296,127
29	328,834	6,047	6,241	1,005	159	342,286
30	371,227	6,990	7,853	1,008	187	387,265
31	381,197	8,460	10,869	1,787	354	402,667
32	402,098	10,955	9,957	1,288	283	424,581
33	438,828	13,210	11,163	1,466	336	465,003
34	453,758	16,025	12,086	1,688	365	483,922
35	475,475	18,920	14,002	1,959	458	510,814
36	499,016	24,687	16,139	2,268	559	542,669
37	516,976	32,123	20,828	2,736	700	573,363
38	538,842	34,828	26,931	3,392	775	604,768
39	577,069	41,589	33,299	3,982	926	656,865
40	613,781	48,123	41,582	4,356	962	708,804

注：昭和26年分は、左から500万円以下、500万円超5,000万円以下、5,000万円超の3つの資本金階級となっている。休業及び清算中の法人並びに特殊な法人を除く。

出典：国税庁・会社標本調査30回記念号，pp. 14～19。

第5表のII わが国の規模別会社数の変遷

資本金階級	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合 計
昭和41年	616,080 社	52,698 社	44,428 社	4,445 社	1,012 社	718,663 社
42	655,572	57,960	52,603	4,799	1,088	772,022
43	673,572	63,925	59,593	5,428	1,137	803,655
44	710,336	71,698	69,400	5,985	1,224	858,643
45	729,012	84,467	79,058	6,614	1,348	900,499
46	769,391	97,434	92,132	7,346	1,423	967,726
47	810,797	107,939	100,208	7,808	1,518	1,028,270
48	828,595	122,762	123,518	8,934	1,661	1,085,470
49	858,314	141,824	136,657	10,058	1,755	1,148,608
50	881,215	158,568	158,135	11,189	1,893	1,211,000
51	897,947	172,409	175,324	12,118	1,973	1,259,771
52	918,318	189,561	189,464	12,837	2,044	1,312,224
53	925,869	202,161	206,190	12,973	2,142	1,349,335
54	944,550	220,308	221,512	13,477	2,213	1,402,060
55	961,580	237,674	233,947	14,066	2,282	1,449,549

注：休業及び清算中の法人並びに特殊な法人を除く。

出典：国税庁・会社標本調査30回記念号，pp.14～19.

第5表のIII わが国の規模別会社数の変遷

資本金階級	500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合 計
昭和56年	978,836 社	251,525 社	251,457 社	14,713 社	2,357 社	1,498,888 社
57	986,078	267,174	270,316	15,276	2,455	1,541,299
58	999,540	279,407	281,012	15,923	2,570	1,578,452
59	1,017,005	292,936	295,302	16,292	2,726	1,624,261
60	1,019,712	311,392	308,949	17,087	2,870	1,660,010
61	1,031,621	321,698	327,539	17,740	3,044	1,701,642
62	1,049,935	358,655	352,527	19,097	3,220	1,783,434
63	1,064,585	383,142	380,213	20,242	3,491	1,851,673

注：休業及び清算中の法人並びに特殊な法人を除く。しかし、会社のほか、その他の法人として、相互会社、医療法人、企業組合が含まれている。

昭和63年分では、その他の法人として、10,025法人が含まれている。

出典：国税庁・税務統計から見た法人企業の実態(昭和63年分)，p.10，法人数の累年比較。

第6表のI わが国の規模別会社数の推移 (昭和26年～昭和34年)

資本金階級	200万円未満	200万円以上500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上	合計	解散・休業・所在不明会社	活動中の会社の資本金合計
昭和26年	140,498 ^社	7,238 ^社	2,449 ^社	1,356 ^社	294 ^社	399 ^社	152,234 ^社	34,447 ^社	2,876 ^{億円}
27	193,979	8,064	3,220	1,328	320	536	207,447	30,976	4,309
28	236,715	17,677	3,445	2,412	447	732	261,428	23,353	6,452
29	278,535	22,216	7,006	3,816	593	895	313,061	30,448	8,804
30	295,874	28,361	5,213	4,545	710	1,026	335,729	31,187	10,696
31	312,105	36,203	6,068	5,573	856	1,145	361,950	30,442	12,770
32	330,973	41,600	7,609	7,415	971	1,387	389,955	28,326	16,901
33	348,970	47,462	10,789	7,958	1,003	1,556	417,738	31,848	20,365
34	361,463	52,395	12,543	8,924	1,226	1,705	438,256	32,064	22,345

出典：大蔵省・法人企業統計年報。

第6表のII わが国の規模別会社数の推移 (昭和35年～昭和49年)

資本金階級	200万円未満	200万円以上500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計	休業その他	活動中の会社の資本金合計
昭和35年	468,105 ^社		15,819 ^社	9,901 ^社	1,240 ^社	1,726 ^社	415 ^社	497,206 ^社	9,515 ^社	30,407 ^{億円}
36	394,197	54,904	18,638	9,206	1,705	2,190	537	481,377	50,366	39,211
37	353,298	63,050	18,054	10,903	2,242	2,599	638	450,784	56,125	48,037
38	352,076	73,005	20,491	12,946	2,289	2,999	713	464,519	70,427	55,566
39	355,162	76,551	24,353	16,770	2,897	3,436	804	479,973	82,851	62,569
40	368,185	87,060	29,310	22,278	4,211	3,631	827	515,502	77,222	67,998
41	387,251	97,231	35,559	28,842	4,432	3,801	900	558,016	116,167	73,001
42	392,204	110,757	39,696	33,558	4,778	4,369	953	586,315	133,776	78,111
43	520,061	152,590	54,940	42,032	5,397	4,759	1,018	780,797		89,721
44	537,793	166,574	60,823	47,694	5,951	5,671	1,099	825,605		99,874
45	552,514	184,656	68,366	55,094	6,861	6,016	1,185	874,692		110,122
46	560,799	204,090	77,458	64,097	6,731	6,593	1,252	921,020		120,213
47	557,550	223,762	89,596	73,546	7,153	7,248	1,375	960,230		132,608
48	576,071	251,017	100,665	89,638	7,371	7,889	1,473	1,034,124		143,059
49	589,245	278,582	115,975	105,631	8,202	8,896	1,576	1,108,107		160,087

出典：大蔵省・法人企業統計年報。

第6表のⅢ わが国の規模別会社数の推移（昭和50年～昭和63年）

資本金階級	200万円未満	200万円以上500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	合計	休業その他	活動中の会社の資本金合計
昭和50年	581,443社	337,373社	140,204社	127,723社	10,472社	9,852社	1,634社	1,208,701社	社	179,222億円
51	587,685	373,838	160,338	147,145	11,711	10,115	1,704	1,292,536		191,884
52	585,004	400,118	177,335	164,098	12,343	10,351	1,793	1,351,042		203,917
53	589,384	430,880	196,982	182,665	14,094	10,585	1,851	1,426,441		219,010
54	596,359	465,022	218,493	201,720	15,738	11,030	1,913	1,510,275		231,841
55	588,484	490,684	236,604	219,334	17,593	13,045	2,020	1,567,764		249,215
56	613,171	548,932	273,006	244,393	19,880	13,415	2,088	1,714,885		269,365
57	598,521	564,819	290,333	257,889	21,334	13,876	2,195	1,748,967		283,441
58	634,958	547,030	302,389	271,354	22,799	14,222	2,298	1,795,050		299,852
59	623,734	556,476	315,681	282,006	24,074	14,680	2,458	1,819,109		317,888
60	609,041	560,818	326,159	291,697	25,136	15,119	2,598	1,830,568		331,012
61	604,671	574,991	342,674	306,529	26,890	15,675	2,691	1,874,121		370,665
62	603,140	592,180	361,759	324,523	28,578	16,733	2,846	1,929,759		405,495
63	594,574	603,755	385,476	345,875	30,330	17,442	3,088	1,980,540		459,668

出典：大蔵省・法人企業統計年報。

第7表 株式合資会社の数の推移

	株式合資 会社の数		株式合資 会社の数
明治36年	27 社	大正10年	57 社
37	49	11	54
38	21	12	47
39	21	13	57
40	27	14	45
41	34	大正15年 昭和元年	43
42	37	昭和2年	41
43	36	3	40
44	35	4	40
明治45年 大正元年	38	5	43
大正2年	41	6	41
3	41	7	40
4	39	8	39
5	34	9	36
6	44	10	40
7	48	11	41
8	55	12	35
9	54	13	30

第8表 規模別会社数の推移

	昭和63年度	昭和26年度
1,000万円 未満	1,583,805社 (80.0%)	150,185社 (98.7%)
1,000万円 以上	396,735社 (20.0%)	2,049社 (1.3%)
合 計	1,980,540社 (100.0%)	152,234社 (100.0%)

出典：国税庁・会社標本調査30回記念号，p. 168.